

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷七十二第

行發日一月一十年三和昭

論叢

混合勘定に關する一考察 法學博士 上野道輔

勤勞所得に對する課稅 法學博士 神戸正雄

貞享以後長崎の支那貿易に就いて 文學博士 矢野仁一

租稅負擔及び經費の國際比較 經濟學博士 沙見三郎

說苑

重農學派の人口論 法學士 山口正太郎

明治初年に於ける大阪通商會社 經濟學士 菅野和太郎

雜錄

伊太利に於ける貯蓄銀行制度改正に就いて 經濟學士 松岡孝兒

佐田介石の舶來品排斥の思想と運動 經濟學博士 本庄榮治郎

貞享以後の長崎の支那貿易に就いて (上)

矢野 仁 一

ケンブフェルがオランダ貿易に關して、最後の鐵の時期に入つたと述べて居る西曆一六八五年即ち貞享二年は市法貨物商賣法 (Taxatie Handels) が廢止され、生絲以外の諸色は相對商賣、生絲は五ヶ所割符 (Pancado) となり、¹⁾ 従つて御定高商賣法 (Maximal Umsatz) の制定された年である。これは支那貿易に於ても同様であつて、諸色の相對商賣、生絲の五ヶ所割符はともかく、貿易額の限定はこれが始めてで、實に此の時代の前の時代と區別せらるゝ重要な點である。ミュンステルベルヒの述べて居る如く、日本の外國貿易に於て、西曆一六八四年に至るまでは、貿易貨物の直段が定められたことはあつても、貿易額の限定されたことは曾てなかつたのである。

それで支那貿易に於てもオランダ貿易同様諸色は相對商賣となつたのである。相對商賣となれば、自然諸國商人の競買となり、支那人前元直段を高價に買取り、其の結果金銀の濫出となることは、寛文十二年市法貨物商賣法制定前に於ける相對商賣の經驗に徴しても明かだ、それだから

1) Oscar Münsterberg, Japans Auswärtiger Handel, von 1542 bis 1854, S. 299.

相對商賣は廢止されたのであるから、貿易としてはそれだけ支那人に有利となつた譯である。

當時幕府は長崎奉行の意見に従ひ、相對商賣の入札に役人を立會はしめ、格別の高價を附するものを監視せしめ、競買の弊を甚だしからざらしむるに注意したことは、『崎陽群談』²⁾に、

貞享元年川口源左衛門在勤之節、奉書到來候て、市法貨物被停止、糸は先規之通糸割符、其外諸色は相對商賣にて可申付旨被仰下候、其節源左衛門色々遂吟味候處、(中略)諸色相對買之儀も當時不可然候、其子細は又々先年の如くせり買に成候て、異國へ金銀相渡り候様に可罷成事候、(中略)諸色は相對買にては金銀多く異國へ渡り候間、唐人日本人相對の入札に仕、役人を差出し、若格別の高札入候者も有之候前は、遂穿鑿候様に仕候て可然旨申上之候處、源左衛門申上候通りに被仰付候、夫より入札商賣、糸は五ヶ所割符に相究り候事

と見えて居るにて知られる。ミュンステルベルヒ³⁾は、オランダ貿易に關して、賣方は公けの競賣に依り官の監督下に行はれたと述べて居るが、やはり支那貿易の相對入札商賣も官の監督を受けたり譯である。

然し縱令相對商賣の入札に格別の高札を入れしめざる爲め官が立會つたとしても、競買である以上、直段の騰貴は免れざる勢ひで、生絲が割符破れ三十餘年中絶の後、再び五ヶ所割符の制度下に置かるゝに至りしも、當時日本に於ては外國絲は猶ほ必要で、これを相對商賣の騰貴の趨勢に委することが出来なかつた爲めであると考へられる。

市法貨物商賣法の時、貿易としては支那人に取り利益は少なかつたが、總體としての利益を多

2) 崎陽群談第二、南蠻船唐船阿蘭陀船商賣來由より段々改來候大略之事

3) Oscar Münsterberg, Ibid, S. 106.

からしむる爲めに多くの貨物を輸入したのであるから、貿易として支那人に取り利益が多ければ、彼等は其の利益を彌が上にも多からしむる爲め益々多くの貨物を輸入すべきは明かである。私はこれが貞享二年幕府が諸色の相對貿易を許したる後に於て年貿易額を限定するに至つた理由でないかと考へる。

ナホツドはオランダ貿易に關して、西曆一六八五年に生じた貿易の新狀態中、最も重要にして、且つ會社に取りて最も有害なりし點は、一定の年貿易額が設けられ、外國人はそれ以上の販賣を許されざることになつたことで、市法貨物商賣が廢止され、再び其の持渡り貨物を最高直段提供者に販賣し得る相對貿易となりたるも、會社の抱きたる往時の赫奕たる利益恢復の望みを水泡に歸せしめたる貿易額の制限に會して、利益する所幾くもなく、殊に生絲に對して再びバンカドー種類の制は設けられ、それが支那生絲にのみ適用されし初期にも増して、更に東京絲、ベンガル絲にも適用さるゝことゝなつたので、利益は一層少なくなつたと述べて居る。

二

ケンプフェルがオランダ貿易に關して言つて居る如く、西曆一六八五年相對貿易に依り貿易としては利益が多い様になつても、貿易額が限定され、總體として利益は少なく、それよりは市法貨物貿易の時の様に、貿易として利益は少なくとも、多くの貨物を貿易することは、總體として

4) Oskar Nachod, Die Beziehungen der Niederländischer Ostindischen Kompagnie zu Japan im 17ten Jahrhundert, SS. 389, 399.

の利益は遙かに多い譯で、オランダの貿易は西暦一六八五年より鐵の時期に入つたとすれば、支那貿易も同様に鐵の時期に入つたと言つてもよい譯である。

此の後の長崎の支那貿易の歴史は、貿易額の制限が大體に於て益々甚だしくなり、それに隨つて密貿易は益々多くなり、密貿易取締の方法は益々嚴を加ふると云ふ歴史と言つてよい様な觀がある。ミュンスタルベルヒは支那貿易は二百年間殆んど變動なく同一の状態を持續した様に考へて居るが、貞享二年即ち西暦一六八五年貿易額の限定さるゝに至つたことは、何と言つても非常な變動で、二百年間變動がないとは彼の言ひ過ぎとして、貞享二年以後の百數十年間は確かに同一の状態を持續したと言つても差支へがないかも知れぬ。

それに貞享二年以前寛永十二年に溯る約五十年間は、支那に於ては恰かも明清の交代期に際し、長崎に渡來せる支那船の大部分は、鄭氏の號令下に立つたのに對して、貞享二年以後の支那渡來船は清朝の支配下に立つたのであるから、其の點から言つても貞享二年を以て支那貿易の歴史の時期を劃することは、當を得たるもの、様に考へられる。然しさうすれば貞享二年以後の時期は百數十年間を包含することになり、少しく長きに失する嫌ひあるを免れない。

此の期間には正徳五年即ち西暦一七一五年長崎の貿易に關し新例の制定と云ふ様な重大な事件が起つて居る。貞享二年以後繼續したる貿易制限の過程に於ける一法制と言へば言はれぬことも

ないが、之に依つて制限の規制が大に整頓したのであるから、それまでの三十年間を貿易制限の必要から種々の制限方法が試みられた變動時期として、此の後の時期と區別されぬこともない。私は寛永貞享時代を第二時期と稱したるに對して、此の時期を第三時期と稱するは便宜でないかと考へる。

ケンプフェルは西曆一六九二年(元祿五年)日本を引上げて居るから、正徳五年の新例に依つて外國貿易の上に加へられた一層嚴重な制限はこれを知るに及ばなかつた譯である。若し鐵の時期は其の貿易が最も嚴重な制限を受けた時期を指稱するものであるならば、正徳以後の時期こそは鐵の時期で、貞享正徳間の時期は單に其の準備時期たるに外ならない。

三

貞享二年支那船の貿易年額がその積載貨物賣直段銀六千貫目に限定されしことは、長崎覺書、崎陽群談等長崎關係の諸記録を始め、鹽尻等にも見え、ケンプフェルもこれを記して居る。

長崎覺書には、

貞享二乙丑年、歲額銀額御定あつて、唐船八十五艘入津、内七十二艘商賣、十二艘積戻し被仰付、當年より相對商賣被仰付、銀高六千萬貫目に御定、唐船春夏秋冬積高に應じ割符商賣

と見え、崎陽群談に貞享元年市法貨物商賣停止のことを述べ、

6) 通航一覽卷一五九、長崎港異國通商總括部二十二〇商法
7) 崎陽群談第二、南蠻船、唐船、阿蘭陀船商賣來山より段々改來候大略之事

翌年商賣高六千貫目に被相定候旨以奉書被仰付候云々

と見え、**據屍**にも、

貞享二乙丑年秋、嚴令を下し、清朝諸州の船へ白銀六千貫目、紅夷船へ三千貫目、通計九千貫目の外は、諸色買取ましきよし定めさせ給ふ。

と見え、通航一覽に見ゆる貞享二年八月唐船十番より五十一番船迄之唐人共願書和解には

當年私共商賣之儀、惣賣高銀六千貫目を限りに被爲仰付、其上之荷物は御積返し被爲成之由、今度奉蒙御意、何れも之ものと奉畏候

と述べてある。ケンプフェルの日本史¹⁰⁾には、

幕府はオランダの貿易額を一年銀三十萬兩、三百箱に限定したる西曆一六八五年に於て、支那の貿易額も六十萬兩(千匁一兩)、オランダの計算法で、金二十一「トン」即ち二百十萬ギルダー(約二十萬金「ポンド」)に限定し、それより以上の貨物を販賣すべからざることを定むるを適當と考ふるに至つた

と述べてある。

當時船數も限定されたと云ふことは崎陽群談、通航一覽に見え、ケンプフェル、シーボルトにも記してあるが、これは信せられない。

崎陽群談¹¹⁾に、

唐船數之儀、貞享二年より七拾艘に被相定、其後追御定高貳千貫目之商賣被差免候節拾艘相増夫より年々八拾艘つゝにて商賣

8) 通航一覽卷一五八、長崎港異國通商總括部二十一〇商法

9) 通航一覽卷一五九、長崎港異國通商總括部二十二〇商法

10) Engelbert Kaempfer, History of Japan, vol. II, p. 251.

11) 崎陽群談第二、同上

と見え、通航一覽に、

はじめ唐船の商賣高及び其船數等の定限なかりしが、貞享二乙丑年、一歳の銀額六千貫目、船數七十隻に定められ、額外の船隻積戻高の規定あり

と見え、ケンプフェル¹³⁾は、支那の貿易額が銀六十萬兩に限定されし西曆一六八五年に、それ（銀六十萬兩）に相當すべき賣上見込高の貨物を高々七十艘のジャンク船で積渡るべきことを命ぜられたと言つて、當時日本は此の七十艘を支那の各港及び支那人の住せる南洋各地に割付けたことを述べて居る。シーボルト¹⁴⁾も滿州朝廷の政權が南方諸省に擴張するに及び、日本政府はこの國との通商貿易を限定せんと欲し、既に西曆一六八五年に於て入津許可のジャンク船の數を七十艘に限定し、其の積載貨物は總計銀六十萬兩に超ゆべからざることと定めたことを述べて居る。然し船數を限定したことは、後に述ぶる如く、元祿元年即ち西曆一六八八年後のことであることは明かであつて、これはたまたま崎陽群談、ケンプフェルの記事も必ずしも精確ならず、一々信ずることの出来ない證據となるものである。

當時何故に船數を制限しなかつたか。當時幕府の目的は金銀の輸出を制限するにあつたのであるから、貿易額を限定さへすればよいわけで、これを積載する船數は何艘でも、差支へがないた

12) 通航一覽卷一九九、同上

13) Engelbert Kaempfer, *Ibid.*, vol. II, p. 251.14) Ph. Fr. von Siebold, *Nippon*, 3 Bd., S. 185.

めでなかつたか。しかし貿易額が限定されても、船數が限定されなければ、何艘で限定の貿易額に達するか分からぬから、自然來航の船數は多くなり、随つて積戻を命ぜらるべき船數は多くなり、密貿易の機會は益々多くなることは想像せらるることであるが、當時未だこれに考へ及ぶものはなかつたのである。

四

貞享二年オランダの年貿易額が銀三千貫目に限定されしに對して、支那の貿易額は銀六千貫目即ちオランダの二倍に限定されしことに就いては、兩國當時の實際貿易高に應じたものであると云ふことはナホッドの説で、彼は西曆一六八五年に限定された外國人の年貿易額九十萬兩の中、三分の二(二百十萬グルデン?)は支那人に、残り三分の一即ち銀三十萬兩(百五萬グルデン)はコンパニヤに歸することになつたが、此の比例は殆んど當時の實情に合致し、既に數年以來支那人の輸入高は正にオランダ人の輸入高に二倍して居たのであると述べて居る。

長崎根元記¹⁶⁾に市法貨物商賣十二年間に於けるオランダ人支那人の持渡銀として、

一、銀三萬六千五百七十七貫八百八十匁程 阿蘭陀方

右十二年に平均一ヶ年分三千四百八十二匁程

一、銀七萬四千四百二十四貫五百三十匁程 唐人方

15) Oskar Nachod, Ibid, SS. 389, 390.

16) 長崎根元起六、七市法十二年之間阿蘭陀唐人持渡銀之覺

右十二年平均一ケ年分五千九百五十二貫四十四匁程

の數を擧げて居る。此の特渡銀は若し貿易額を意味するものとすれば、それはナホツドの言つて居る如く、オランダの輸入高は比例に於てのみならず、實際に於ても支那の輸入高に殆んど二倍して居ることになり、貞享二年の貿易額限定は、事實に於て貿易額を限定したことはないわけである。

ミュンステルベルヒに西曆一五四二年乃至一八五四年日本に於ける貿易販賣概略高の表を擧げてあるが、それに據ると、西曆一六三八年乃至一六七二年間即ち寛永十五年より溯つて寛文十二年までの販賣高は、オランダ人五百萬銀マルク、支那人壹千萬銀マルクであり、市法貨物商賣法の始まつた西曆一六七二年即ち寛文十二年の販賣高は支那人は分らないが、オランダ人は五十萬銀マルク、西曆一六七三年乃至一六八三年即ち延寶元年より天和三年まで市法貨物商賣十一年間の販賣高はやはり支那人は分らないが、オランダ人は三百萬銀マルク、西曆一六八四年即ち貞享元年の販賣高はオランダ人五百萬銀マルクである。六十二銀マルクは銀百目に相當するから、これを換算すると、寛永十五年から寛文十二年までのオランダ人年販賣高は、八千六十四貫目餘、支那人年販賣高は約一萬六千二百二十九貫目、寛文十二年のオランダ人販賣高は八千七百十貫目、延寶元年から天和三年までのオランダ人年販賣方は四千八百三十九貫目、貞享元年のオ

17) Tabelle über die wahrscheinliche Höhe der Handelsumsätze in Japan in den Jahren 1542-1854.—Oscar Münsterberg, *Ibid.*, S. 302.

ランダ人の販賣高は八千六十四貫目餘となる。

『通航一覽』¹⁸⁾に、『安永八己亥年(西曆一七七九年)五月、阿蘭陀通詞目付西吉太夫書上』を採録してあるが、それにはオランダ船の年々賣高を細記してある。寛文十二年の賣高は金十四萬九千四百二十六兩餘、延寶元年から天和三年まで十一年間の賣高總計金九十九萬九千八百九十三兩、銀百三匁、平均年賣高は金九萬八百九十九兩、銀九匁三分六厘。貞享元年の賣高は金十二萬二千五百五十六兩、銀十三匁六分五厘で、崎陽群談¹⁹⁾に據ると、寛文四年金銀世上の相場は五十六七匁一兩替なりしに、オランダには六十八匁一兩替にて金を渡すことゝなしたるも、寛文八年までは五十六匁替にて渡したと云ふことであり、長崎記²⁰⁾に據ると、寛文十年にも一兩五十八匁替にて金を渡したと云ふことであり、延寶元年から天和三年までは、どれ程の相場で渡したか明かでないが、假りに五十八匁替とすれば寛文十二年の賣高は銀八千六百六十七貫目、延寶元年より天和三年までの年賣高は五千二百七十二貫目となる勘定で、貞享元年には六十八匁替にて渡して居ることは明かであるから、其の賣高は八千二百九十六貫目餘となり、大體に於てミュンステルベルヒの表に見えたる販賣高と甚だしき逕庭はない。

支那船の年販賣高に就いては、寛文十二年以前の分は通航一覽²¹⁾に見え、寛文十二年の唐船四十三艘の賣高は銀一萬五千餘貫目と見えて居るも、延寶元年以後の分は通航一覽にも見えず、唐通

18) 通航一覽卷百六十一、長崎港異國通商總括部。商法

19) 崎陽群談第四、阿蘭陀商賣段々相改り候次第之事

20) 通航一覽卷百六十一、同上

21) 通航一覽卷百六十、同上

事會所日録も此の當時の部分は關けて居るため遺憾ながら分らないが、オランダの年販賣高と支那の年販賣高の比例の一對二になつて居ることは疑ひがない様であるから、延寶元年から天和三年までの支那船の販賣方は恐らく壹萬貫目、貞享元年の販賣高は一萬五六千貫目と見做しても非常な誤算であるまいかと考へられる。

さうすると、貞享二年にオランダの貿易額は四五千貫目乃至八千貫目から三千貫目に裁減され、支那の貿易額は一萬貫乃至一萬五六千貫より六千貫目に裁減されたわけで、比例に於ては違ひはないが、裁減された分量から言へば、支那の方はオランダの方より遙かに多いのである。それに當時清朝は臺灣を平定して大に海禁を開いた時で、日本船の支那に來ることは禁じたが、支那船の銅採辨の爲め日本に赴くことは寧ろ獎勵した時で、長崎關係の諸記録に依つても、貞享二年から支那船の渡來隻數は急に増加して居るから、増加の勢ひを折かれた點に於て、貞享二年の貿易額限定に依り、支那の方はオランダより打撃を受けた程度は一層深刻であつたでないかと考へられる。

五

貞享二年の貿易額限定は豫告なく突然に發布されたと考へらるゝことは、ケンプフェルに、オランダ船が西暦一六八五年秋貨物を滿載して入港した時までには、この新规定に就いて何等の沙汰も

受けなかつたので、彼等が新たに黄金の山を期待し、又最も多幸なりし第一貿易時期の再現を見るべき望みを抱きしも無理ならぬことであつたから、安着の喜びは一層大であつたが、纔かに荷役に着手し、一艘の積荷を揚陸したばかりの時に、オランダ人及び支那人の新たに恢復するを得たる自由は制限され、貿易額は限定され、それ以上の販賣は許されないと云ふ幕府の命令が俄かに傳達せられたので、オランダ人の悲しみは譬ふべくもなかつたと言つてあるからである。

ナホッド²³⁾はファン・ダム記録に據り、新状態の下に於て最初一年の貿易は如何であつたかと云ふと、バタヴィアでは西暦一六八五年貿易船の出帆當時までは、猶ほ市法貨物商賣法の廢止されしことは分ならず、又(オランダ人の愁訴に對する)約束の決答も久しく來なかつたのに業を衰やし、日本仕向貨物を思ひきり裁減し、前年度よりは四十餘萬グルデンの餘も少なく、全體で百萬グルデンにならない程にしたのにも拘はらず、新規定に面して其の中六十一萬四千グルデン程の貨物も次年度の販賣分として殘し、コンパニヤの倉庫に於て密貿易を防ぐ爲め日本官憲の封印の下に保管しなければならぬことになつた、此の保管貨物の中にはベンガル絲六百九十九、紡績撚絲 (Floret-Garn) の一部もあつたと述べて居る。市法貨物商賣法の廢止すらも知らなかつたのであるから、貿易額限定の新規定はいかに彼等に取つて突然であつたであらうか。

『華夷變態』²⁴⁾の貞享二年八月十番より五十一番船迄之唐人共願書和解に、

23) Oskar Nachod, Ibid, S. 397.—Manuskript van Dam, S. 375.

24) 通航一覽卷百五十九、同上

當年私共商賣之儀、惣賣高銀六千貫目を限りに被爲仰付、其上之荷物は御積返し被爲成之由、今度奉蒙御意、何れも之とも奉畏候、然共、私とも今度之儀例年のことくに奉存、異國にて他借まで仕、利潤を得申ため、精を出し、荷物相調、積渡申候所に、不慮に新規之御意を奉蒙、行當り十方を失ひ申候、然は唐船之儀毎年御當地に着津仕、荷物等陸に上申候而て之後、早速船之修理其外舳網道具までを、毎年□□帆にて御座候により、渡海之度々に拵直し申候ては、不相成ものにて御座候、此段は當地のものも普く存申儀に御座候、然る所に當年之儀は、商賣之銀高御定被遊候内、奉船より三千貫目程は持渡申候得は、夏船共之賣銀漸く四千貫目程之積にて御座候、但、此内にも不同御座候、先船之分は大方仕廻申候も御座候、或は半分、亦は三分一程商賣仕候儀御座候、此分之賣銀三千二百貫目程御座候へは、跡船之もの共儀は、漸只今賣申管之銀高七百貫目餘にて御座候、此分之儀にては、跡船之分は船之修理之儀は不申及、御當地在留中の雜用等も無御座候もの共多御座候、殊に私共之内、十餘艘之船は……薩摩、五島、平戸へ漕着仕、……小船にて御當地へ御引送被遊候により、此引船之賣銀等も多く出し申儀に御座候へは、船之修理等可仕儀は不申及、右之雜用銀をも出し可申儀、不罷成者共多く御座候、(中略)然は私共儀、惣而異國より持渡申候荷物計にては、利潤も僅之儀に御座候へは、御當地より買歸り可申旨被仰付候得は、何様買利分も御座候を頼に仕、年々罷渡申候所に、今度は存寄も無御座、是まで積渡申候荷物も積歸り可申旨被仰付候得は、何様買渡可申と存唐申候歸帆之買物とても、買渡申儀も罷成不申、被是に付行當難儀千萬之仕合に御座候云々

と見え、五十一人の船頭連署にて、向後は如何様とも御上意に違背しないから、今年だけは積渡り荷物の商賣を赦免せられたしと歎訴して居る。彼等は二度も歎訴したが二度共に聽許されず、三度目の訴狀に、十四年以前寛文十二年の「商賣御仕置替」の時には、前年より其のことを豫告されし故、其の覺悟にて渡航し、持渡り荷物では少々損失したるも、日本より買歸りの荷物にて少々の利を得、持渡り荷物の損失を補ひ、同年まで繼續したるに、「不存寄」今度の御上意にて、從

前荷物賣銀中より拂ひたる荷移の時の宿町取替の日用等其の他の入費銀も拂ふべき手段なく、奥船が入津當時より長崎及び上方商人に誂ひ取寄せ置きたる例年の買渡り品たる釧道具、蒔繪道具、伊萬里燒茶碗皿等を引取ること出来ず、引取らなければ日本内地にては賣れざる異國向の品なれば誂ひられた諸商人も大分の損失を受くべしなど、述べて、なほ積渡り荷物の商賣を懇願して居る。五十二番船より五十九番船までの八艘はもとより荷役を許されず、船の修理費の出所なく、唐通事に依つて荷役の恩免を歎願して居る。貞享二年の貿易額限定が支那船に對しても豫告なくして發布されたことが分かる。

然しかう云ふいくたびの歎願も聽許されなかつたことは、貞享三年各地の支那船頭等三十九人の連署の訴狀に、

不慮に去年商賣の銀高御新令を奉蒙、何れもの者とも御割符計之分商賣仕候得は、漸く在留中之雜用銀程の儀に御座候、相殘申候荷物は、御意之通りに積歸り申候云々

と言つてあるので分かる。支那船頭等はそれにも拘はらず、貞享三年に、彼等所持の荷物は皆日本向にて、日本以外別に賣拂ふべき所なければ、是非なく重ねて渡航したのであると言つて、御定高の銀高の外如何程にても日本出産の荷物に荷物替を赦免されたしと訴へて居る。支那が貞享二年の貿易額限定に依つて受けた打撃の如何に深刻であつたかを知ることが出来る。

ナホッドはファン・ダム記録に據り、オランダは西暦一六八五年の積載貨物を思ひきり裁減し、百萬グルデンにもならない程となしたのに、猶ほ六十一萬四千グルデンの貨物を翌年に廻はさなければならなかつたので、純益は僅かに三十三萬九千八百二十八グルデンしかなかつたが、支那人は此の貿易限定に依つて、オランダ人より一層不利益を蒙ぶつた、西暦一六八五年に五十七艘の支那ジャンク船が七百萬グルデン(二萬貫)からの貨物を積載して長崎に入港した時、僅かに二百十萬グルデン(六千貫)の貨物を賣ることを許されただけで、其の外三艘のジャンク船は荷役も出來ずして歸帆しなければならなかつたと述べて居る。ナホッドの此の記事は正確ではない。長崎記事、長崎志に依つても、此の年には七十三艘外に積戻船十二艘は長崎に來て居る。七十三艘で六千貫の貨物を販賣することを許されたわけでないか。然しそれはともかく支那人が此の貿易限定に依つて不利益を蒙ぶつたことは明かである。

私は貞享二年貿易限定額の突然豫告なく發布されしことに就いて、幕府が市法貨物商賣法を廢止した結果、相對商賣に依つて支那人、オランダ人の利益は多くなれば、彼等は其の利益を貪ぶり無制限に多くの貨物を輸入し、金(オランダ)、銀(支那)、銅等の濫出は益々多くなることに氣づいたためではないかと考へる。ナホッドは貿易限定額發布の原因を推測し、日本に於て無盡藏でない金及び銅の外國流出を漸次に制限せんとする聰明なる努力、當時日本の北部地方に於て既

25) Oskar Nachod, Ibid, S. 297—Manuskript van Dam, S. 375.

26) Oskar Nachod, Ibid, SS. 396, 397, 史學雜誌昭和二年十一月號、寛永貞享時代の長崎の支那貿易

に隆盛に赴きかけた製絲工業に對する保護稅主義の立法は、要するに既に西曆一六七二年市法貨物商賣法に依り入込みたる外交政策の道に向つて益々大きな而かも實に整然たる歩武を進むるものに外ならないと述べて居るが、私は恐らくさうではなく、それは市法貨物商賣法を廢止しなれば必要がなかつたもので、市法貨物商賣法を廢止した結果、生絲に就いては、外國生絲を下直に買留むる爲め絲割符法を恢復するの必要を感じた如く、絲割符法だけでは金銀銅の濫出を防ぐに十分でないこと云ふ考へから、急に貿易額限定の政策を取つたものでないかと考へるのである。

六

當時日本に於て猶ほ外國絲の必要があつたことは、市法貨物商賣法の當時にあつても、既に長崎に於て外國絲の元直段を如何に下直に買留めても、上方江戸等に於ては容易に下直にならなかつたので、毎年千貫目分の絲を長崎に留置して、上方の絲價高直になりし時不時に賣出して相場の低落を計つたと云ふことでも想像される。長崎根元記に、

市法十二年之間、自糸黃糸銀高千貫目分唐人阿蘭陀より、五ヶ所入札の直段にて御買上にいたし候、此段は異國諸色市法にかほど下直に被致候ても、上方江戸にて直段思の儘に不下直に付、千貫目分之糸毎年長崎に被指置、上方糸類高直に成候節與風被^ふ出^とレ之、入札にて被^レ爲^レ抽候へば、其段上方へ相聞、相場俄に下直に成候故、商人ノ賣^レ買難^レ成、當分當分の商賣にては高直に不^レ罷成^レ之積也、依^レ之右之通有^レ之候、毎年千貫目に被^レ致、年々糸高に應^レし銀高下有^レ之て、此糸代銀は出島間金などにて被^レ爲^レ買、利銀は町中助成等にも成る

と見えて居る。

ミュンステル²⁸⁾ベルヒに、オランダ貿易に關して、西曆一六八九年(元祿二年)持渡り高の三分の二は個數品及び斤目品を以てし、殘餘の三分の一は生絲を以てしなければならぬとの協定が成りしことを述べ、生絲の直段は支那人の競争に依つて往々損失を招かざるべからざりし程に壓迫されたが、日本内地製出の生絲は、かの昔は此の生絲同様外國より輸入され、今や日本内地に於て製出さるることとなつたところの絲織物の原料には、矢張り適せず、それには外國生絲は猶ほ必要であつたので、日本人はこれを輸入することに關心を有して居たと見えて居る。私は日本の文獻に於て當時外國生絲の實際に必要であつた具體的證據を見出すことが出來ないのを遺憾とする。

ナホツド²⁹⁾も西曆一六八五年オランダの貿易額が制限されしことを述べ、従前バンカドと結合して居た「絲の直段定められざる以前他の貨物は賣られてはならぬ」と云ふ煩はしき規定は當初は適用されなかつたが、然し後には多分適用されたい、此の不利益な事情の下に期待せらるべき日本に取つて最も重要であつた生絲の輸入額の激減を防ぐ爲め、間もなく少くも販賣貨物の三分の一は生絲でなければならぬと云ふ規定が發せらるゝに至つたと述べて居る。

七

オランダ持渡り貨物の三分の一は生絲でなければならぬとの規定は、ミュンステルベルヒの言

28) Oscar Münsterberg, Ibid, S. 106.

29) Oskar Nachod, Ibid, S. 390.

つて居る如く、恐らく西暦一六八九年即ち元祿二年の規定であらう。長崎根元記に、

割符割三十年之餘中絶之處、貞享二卅年異國商賣銀高の員數御極有之に付て、割符之儀古來に被准、白糸之分京、堺、江戸、大阪、長崎に被仰付候、然處長崎より阿蘭陀持渡の賣糸、長崎中へ割符可被仰付山顯申上る、此段長崎に不相叶候て、五ヶ所に被仰付山にて、白糸賣糸下糸共に割符に成、阿蘭陀方は銀高三歩一系割符と被仰付候

と見え、通航一覽引用古集記にも同様の起事が見え、貞享二年からオランダ持渡り貨物三分の一は絲割符法を適用さるべき生絲でなければならぬことになつた様にも思はれるが、「割符仰付」けられたるは貞享二年であることは明かでも、「三分の一絲割符仰付」けられたるは貞享二年であることは明かでない。ミンスタルベルヒに西暦一六八九年と明言してある以上、さうでないとは言へない。生絲は支那産のみならず、東京産、ベンガル産までも割符になつたので、オランダ人は儲からぬから少なく持渡つたため、終にかう云ふ規定が發せらるゝことゝなつたのでないか。絲割符法と同時にそれが發せられたとすれば、餘りに用意周到である。ナホツド32)に西暦一六八九年オランダ人が生絲はかう下直では到底やつて行けないと愁訴した時、その直段で生絲を賣渡すことが出来なければ、限定された貿易額の三分の一は生絲でなければならぬから、三分の二だけ持渡るべきであるとして、聽かれなかつたことが述べてある。

オランダ人の持渡り貨物の三分の一は生絲でなければならなかつたが、支那人の持渡り貨物に

30) 同上長崎根元記三、四、二度割符御教免之事

31) 通航一覽卷百五十三、同上

32) Oskar Nachod, Ibid, SS. 397, 398.

就いては、さう云ふ一定した規定はなかつた。

唐通事會所日録に、元祿二年四月唐人屋敷に立てられたる制札中に「當春船貳拾艘に千四百貫の銀高を以て書付之通割付商賣可申付候但絲代銀は三百貫限之相殘高にて端物藥種荒物可商賣事」の文があつたことが見えて居る。元祿五年四月の制札に據ると、同年十八艘の商賣銀高千四百貫目中、絲代銀は四百五拾貫限であり、生絲は商賣高三分の一であつた様にも見ゆるが、同年七月の制札に據ると、同年三十三艘の夏船商賣銀高貳千貳百貫中絲代銀は四百五拾貫目限であり、同年九月の制札に據ると、同年貳拾艘の秋船商賣銀高千九百貫目中、絲代銀は三百拾七貫目であつて、必ずしもさうでないことは分かる。此の如く一定の規定はなく、其の時々に定められたのであるが、大體に於て三分の一よりは遙かに少なかつた。何故に幕府はオランダの持渡り生絲を商賣總銀高の三分の一と規定し、支那の持渡り生絲に就いては、さう云ふ規定を定めなかつたか。

ケンプフェル³⁷⁾に據ると、當時日本に於ける支那絲の相場は遙かにベンガル絲、東京絲より高直であつた。西曆一六九二年即ち元祿五年の京都の相場は百斤につき支那の最上絲 (Cadesa) 六貫六百五十目、中絲 (Bariga) 六貫三百八十目、ベンガルの最上絲五貫三百目、中絲四貫六十匁、東京絲四貫四百目であつた。ナホッド³⁸⁾に、承應元年の生絲直段は前年慶安四年の生絲相場より百斤に

33) 唐通事會所日録參、元祿二年四月二日

34) 同上元祿五年四月二日

35) 同上元祿五年七月十三日

36) 同上元祿五年九月十三日

37) Engelbert Kaempfer, Ibid, vol. II, p. 236; Oscar Münsterberg, Ibid,

付一貫目だけ下直に、即ち一等品三貫五百目、二等品三貫百目に定められたため、支那人はよほどの損失を免れなかつたことを記してある。慶安四年の相場は一等品四貫五百目、二等品四貫百目であつたと見なければならぬ。それで非常に利益があつたから翌年承應元年に十四萬斤と云ふ大量の生絲を舶載したのである。それが絲割符でも、元祿五年には一等品六貫六百五十目、二等品六貫三百八十目となつたとすれば、支那絲は支那人に取つて「やつて行けない下直」でなかつたのみか、非常に利益があつたことは明かで、それでこそミュンステルベルヒは西暦一六八九年生絲の直段は支那人の競争に依つて往々損失を招がざるべからざる程に壓迫されたと言つて居る様に、支那人は生絲を持渡つたわけでないか。

私はこれは幕府のオランダ人の持渡生絲に就いては三分の一と云ふ規定を設け、支那人の持渡生絲に就いては一定した規定を設けなかつた理由でないかと考へる。オランダ人に對して三分の一と云ふ規定を設けたのは、これを設けなければ、彼等は生絲を持渡らない虞れがあつたからである。支那人に對してはさう云ふ虞れはない。それ故毎年其の時々に於て内地市場に於ける需要の状態を考へ、オランダ人の持渡り生絲以外、猶ほ供給を必要とする分量を斟酌して指定したものでないか。

ナホツドは生絲に對して再びパンカドー商賣法は應用され、今度は昔の様に支那絲だけと云ふのではなく、東京絲、ベンガル絲までも加へらるゝことゝなり、パンカドー下に置かれたる貨物は獨り五ヶ所割符仲間にのみ賣られ、直段はコンパニヤ商館と彼等との間に協定され、若し彼等の指直段は餘り下直で到底折合ふことが出来なければ、コンパニヤは昔の様にパンカドーの時に當り五ヶ所割符仲間の指直段に服従する様に強制せらるゝことはなく、生絲を積歸へることが出来ることになつた、然しそれは實際には餘り利用が出来ない權利で、日本以外には此の生絲を仕向くべき顧客はなかつたと述べて居る。それは恐らく支那人持渡りの生絲に就いても同様であつたであらう。然し前に述べた様に支那人は生絲に於ては損失どころか非常に利益を得た様であるから、直段が折合はぬため積歸へる必要はなかつた。支那人はパンカドー直段でいくらでも賣らんとすればこそ、オランダ人はその直段で折合はなければ積歸へることを許されたのであらう。

九

貞享二年の絲割符は明暦元年初期の絲割符が廢止された當時の例に依り、堺百二十九、京百丸、江戸百丸、大阪五十九、長崎百丸外に吳服所(吳服師六人)六十九、筑前博多十二丸半、筑後久留米五丸、肥前佐賀五丸、對馬二丸半、豊前小倉一丸半、肥前平戸十九であつたことは崎陽群談、絲亂記⁴¹⁾に見えて居る。

39) Oskar Nachod, Ibid, S. 390.

40) 崎陽群談第四、絲割符の仕形段々替り候次第の事

41) 絲亂記第二、白糸割符中興の事

崎陽群談には「右之内五ヶ所割符は一ヶ年に持渡り候總絲數何程有之候ても總員數に構なく右の割合せにて相渡候事」と言ひ、絲亂記には五ヶ所割符は「大明より來り候絲の多少に依り、其年の高に割符するなり」と言つてある。これは五ヶ所割符絲は題絲即ち比率を示すもので、現絲でないことを意味するものであらう。吳服所以下の割符絲は現絲であつたことは言ふまでもない。

元祿十年絲割符は堺百丸、京百丸、江戸百丸、大阪五十丸、長崎百五十丸となり、吳服所は千丸、諸國は貳十六丸半となつたことは絲亂記⁴²⁾に見え、それには、猶ほ

たとへば今迄は百丸の題にて、糸だに多く來れば、三百丸も五百丸も取待しに、今よりは百丸とある題に、百丸より多くは取ることならず、吳服師千丸不足ある時は、殘る五百丸は取ることならずと也、若千五百丸のうへにあまれば長崎の地下へ配分とぞ聞えける、つきて堺の義は四ヶ所よりまさつてはづかしく、百貳拾丸の題を百丸になしけるぞかし

と述べてあり、吳服所は千丸の買取權を得、五ヶ所割符絲は現絲として、吳服所の千丸不足する場合は、五ヶ所は買取ることが出來ぬこととなつたと云ふのである。崎陽群談⁴³⁾に、

元祿十年新吳服師十六人古來吳服師六人共に御納戸爲御用、吳服師常式糸之外、糸丸數一ヶ年に千丸づゝ買取らせ可申旨老中より御下知有之候處、一ヶ年の糸丸數右の糸數程無之候に付其段申上、追て依御下知五ヶ所割符糸も丸數にて相渡し、其外國々の割符相止、吳服師共に千貫(丸)宛必相渡候儀相究り、若殘り糸有之候時は、長崎會所は買入、此出銀は地下人に配分候筈に候

と見え、⁴⁴⁾ 絲割符由緒書に元祿十一年五ヶ所絲題が改められ、五ヶ所合せて五百丸(内唐方白絲貳

42) 絲亂記卷六、大阪町奉行下知之事并割符減少の事

43) 崎陽群談第四、糸割符の仕形段々替候次第の事

44) 近世社會經濟叢書本第八册、一一八頁、一一九頁

百三十九、阿蘭陀方黃絲二百六十七丸）は「此年より現絲被仰付、五百丸に限被下置候」と見えて居る。綱吉將軍の時代吳服所に千丸を買取らしむる爲め、五ヶ所の割符絲は現絲となつたが、家宣將軍の時寶永六年御納戸方吳服師え相渡したる千丸の絲を停止し、五ヶ所割符絲を復舊して題糸となしたことは、矢張り絲亂記、崎陽群談に見えて居る。崎陽群談には寶永七年のことゝなつて居り、「絲之儀は元祿年中に相極候通り相渡すべき旨に相極り候」とあるが、寶永六年丑五月二十日附の文書に據つて居る絲亂記に従ふべきであらう。

貞享二年に復興された絲割符に就いては、前にも述べし如くナホッドは従前バンカドーと結合して居た「絲の直段定められざる以前他の貨物は賣られてはならぬ」と云ふ煩はしき規定は當初は適用されなかつたが、後には多分適用されたらしいと言つて居るが、果してさうであらうか、さうとすれば何時から適用されたかと云ふこと、又明暦元年以前の初期の絲割符は秋船持渡り絲にて直段を定め、翌年の春船夏船の持渡り絲は此の直段にて買取ることゝなつて居たのであるが、今度はどうであつたかと云ふことは二つの重大な問題であるが、私は今これを徵證すべき史料を發見することが出来ないことを悲しむものである。